

「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」
シンボルマーク及びロゴタイプデザイン使用要領

(目的)

第1条 この要領は、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）以外の者が、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」シンボルマーク及びロゴタイプデザイン（以下「シンボルロゴ」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルロゴに関する権限)

第2条 シンボルロゴに関する一切の権限は、実行委員会に属する。

(使用の承認)

第3条 シンボルロゴを使用しようとする者は、あらかじめ実行委員会委員長（以下「委員長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (3) 出版社、旅行会社等が雑誌・パンフレット等に使用する場で、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」への誘客効果が期待できる場合
- (4) 個人が非営利目的で「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」の情報発信に使用する場
- (5) 前各号のほか、委員長が承認の手続きを必要としないと認めた場合

(使用の申請)

第4条 前条本文の承認を受けようとする者は、別添「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業シンボルロゴ及びロゴタイプ運用マニュアル」を了知のうえ、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」シンボルロゴ使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて委員長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- (2) シンボルロゴの使用内容が分かる企画書等
- (3) 使用対象物の見本（見本を添付できない場合は写真でも可）
- (4) 前各号のほか、委員長が必要と認める書類

(使用の基準)

第5条 委員長は、前条に規定する使用承認申請書を受理した場合には、その内容を確認し、当該使用が適切と認められるときは承認を行い、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」シンボルロゴ使用承認通知書（様式第2号）を申請者へ送付する。

- 2 シンボルロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長は承認をしないものとする。

- (1) 「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」の信用やイメージを害するものと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 前 2 号のほか、委員長が承認することを不相当と認めた場合

(使用料)

第 6 条 シンボルロゴの使用料は、無料とする。

(使用の条件)

第 7 条 委員長は、必要があると認める場合には、シンボルロゴの使用法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 シンボルロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた事業のみに使用すること。
- (2) シンボルロゴの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、委員長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) シンボルロゴを使用した場合には、使用実績（パンフレット等）を速やかに実行委員会に提出すること。

(使用承認の期間)

第 9 条 シンボルロゴの使用期間は、申請のあった期間又は平成 28 年 12 月 31 日のいずれかの早い日までの期間とする。

(承認内容の変更等)

第 10 条 シンボルロゴの使用者が、承認を受けた内容について、追加又は変更をしようとする場合は、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」シンボルロゴ使用承認内容追加（変更）申請書（様式第 3 号）を、あらかじめ委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を確認し、当該変更が適切と認められるときは、承認を行い、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」シンボルロゴ使用承認内容追加（変更）承認通知書（様式第 4 号）を申請者に送付する。

(承認の取り消し等)

第 11 条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
- (2) 使用者が承認の際に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 前各号のほか、委員長がシンボルロゴの使用継続が不相当であると認めた場合

2 委員長は、使用者にシンボルロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(経費等の負担)

第12条 実行委員会は、この要領によりシンボルロゴを使用した者に対し、その使用に係る一切の経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 実行委員会は、シンボルロゴの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第14条 委員長は、シンボルロゴの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要領に関する事務は、実行委員会事務局（有田町商工観光課内有田焼創業400年事業準備室）が行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、シンボルロゴの使用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月12日から施行する。